

令和5年3月13日

板倉町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

板倉町農業委員会
会長 小菅 正美

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が必須事務として位置づけられた。

板倉町においては、町の大部分が平地で水稻・施設野菜等を中心に発展してきた。近年、稲作を中心とする土地利用型農業は、農業の魅力の低下等から後継者の不足など農業を担う者の確保の面で深刻な状況にある。施設園芸は、資材の高騰、産地間競争、農作物の価格低迷といった課題がある。遊休農地の発生も懸念されており、その発生の防止や解消、適切な土地利用に努めていく一方、担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（令和4年法律第56号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「改正基盤法」という。）第19条第1項の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づいて農地中間管理事業等を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

このように本町の農業を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあるが、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、板倉町農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第5条第1項に規定する群馬県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する板倉町の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現状 (令和4年3月)	2,140 ha	18.3 ha	0.86 %
2年後の目標 (令和6年3月)	2,120 ha	15.1 ha	0.71 %
10年後の目標 (令和14年3月)	2,040 ha	2.3 ha	0.11 %

(2) 目標設定の考え方

法改正の主目的である農地利用の最適化と利用集積を推進するため、地区担当制に基づき農業委員と推進委員が年間を通して現地活動を行う。

これにより、各地域での巡回が強化され、新たな遊休農地の発見と解消指導が並行して行われる。令和3年度の緑区分の遊休農地を令和5年度までに解消することを目標とし1年間で1.6ha減少させることを目指す。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

①農地パトロールの実施

- ・農地パトロールは農業委員と推進委員が連携し、担当する区域において目視による現地確認を行う。
- ・現地確認は年間を通して実施し、併せて該当地の所有者に対する是正指導も定期的実施する。

②農地の利用状況調査と利用意向調査の実施

- ・8月～11月を農地パトロール強化月間と位置づけ、農業委員と推進委員で連携し、農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施し、集中的に遊休農地等の現地調査を行う。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず日常的に実施する。

- ・利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。
- ・利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」

に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

③苦情農地の解消指導と解消確認

- ・雑草の繁茂など農地に関する苦情発生時には、事務局から解消指導通知を送付し、早期解決に努める。

④農地中間管理機構との連携について

- ・利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

⑤非農地判断について

- ・利用状況調査によって、再生利用が困難と区分された農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

(4) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現状 (令和4年3月)	2, 140 ha	1, 473 ha	68.9 %
2年後の目標 (令和6年3月)	2, 120 ha	1, 507 ha	71.1 %
10年後の目標 (令和14年3月)	2, 040 ha	1, 643 ha	80.5 %

※ 「管内農地面積」は、耕地及び作付面積統計における耕地面積。

※ 農業委員会の区域内の農地利用集積目標が農業地域類型（都市的地域、平地農業地域、中間農業地域及び山間農業地域）によって著しい相違があるときは、地域ごとに記述する。

(2) 目標設定の考え方

管内農地の集積・集約化は段階的に進んでいるが、相続による非農家化や高齢化による離農などにより今後も集積・集約化は加速されていくものと考えられる。

板倉町「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の令和12年の目標集積率

が79%であることから、1年間で17haの農地集積を目指す。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

①「地域計画」の作成・見直しについて

- ・農業委員会として、地域（1集落又は数集落）ごとに人と農地の問題を解決するため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに主体的に取り組む。

②農地中間管理機構等との連携について

- ・町産業振興課、農地中間管理機構、JA 邑楽館林、邑楽土地改良区等と連携し（ア）農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、（イ）経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、（ウ）利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、「地域計画」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③農地の利用調整と利用権設定について

- ・管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

④農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

- ・農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続を経て農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

⑤農地の基盤整備について

- ・農地改良事業や畦畔除去等の大区画化や暗渠排水等の整備を目的としたほ場整備事業など様々な制度を活用し、農地の耕作条件を整えることで集積・集約化を支援する。これらの事業の普及啓発や合意形成に向け、農業委員・推進委員が積極的に地域に働きかけるものとする。

(4) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人）	新規参入者数（法人）
現状 （令和4年3月）	1	1
2年後の目標 （令和6年3月）	1	1
10年後の目標 （令和14年3月）	1	1

(2) 目標設定の考え方

板倉町「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の確保・育成すべき人数の目標が1年5人となっているが、親元就農や雇用就農を除くと3年間の平均が1人であることから新規参入者は1人、新規参入法人は1法人とする。

(3) 新規参入の促進に向けた具体的な取り組み

①関係機関との連携について

- ・都道府県、全国の農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構等と連携し、管内の農地の借入れ意向のある参入希望者（法人を含む。）を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

②新規参入者への支援

- ・群馬県、板倉町、JAの担い手受入れ協議会等と連携し、意欲ある新規参入希望者に対し、参入候補地となる農地の情報を提供し、参入に向けた支援を行う。

③新規就農フェア等への参加について

- ・市町村、農協等と連携し、農業委員や推進委員が新規就農フェア等に積極的に参加することで新規就農希望者の情報収集に努め、新規就農の受入れとフォローアップ体制を整備する。

④企業参入の推進について

- ・担い手が不足している地域では、企業の農業参入も地域の担い手確保の有効な手段であることから、農地中間管理機構も活用して、積極的に企業の参入の推進を図る。

⑤農業委員会のフォローアップ活動について

- ・農業委員及び推進委員は、新規参入者（個人、法人）の地域の受入条件の整備を図るとともに、参入後の定着を図るため継続的な支援に努める。

(4) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおり

りとする。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

板倉町において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、板倉町農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・ 農家への声掛け等による意向把握
- ・ 「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・ 農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力